

「洪水時の避難計画に関する説明会」を開催します

昨年7月に改正された水防法により、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者利用施設については、洪水時における避難確保計画の作成や訓練の実施など、自衛水防の措置が努力義務とされました。

本説明会は、市町村地域防災計画に定める北上川等における浸水想定区域内の要配慮者利用施設を対象に、水防法の改正内容や洪水予報等の伝達方法、避難確保計画の作成方法、訓練の実施方法などについて北上川流域4会場において実施します。

1. 各会場における開催日程等

- 盛岡市（対象49施設）

平成26年 2月 4日（火） 18:00～19:00

盛岡市アイスアリーナ2階会議室（盛岡市本宮5丁目4-1）

- 花巻市（対象44施設）

平成26年 1月28日（火） 18:00～19:00

花巻市生涯学園都市開館2階AVルーム（花巻市花城町1番47号）

※ 花巻市については、矢巾町・紫波町・北上市との合同説明会

- 奥州市（対象85施設）

平成26年 2月 7日（金） 18:00～19:00

奥州市役所江刺総合支所1F多目的ホール（奥州市江刺区大通り1番8号）

- 一関市（対象58施設）

平成26年 1月31日（金） 18:00～19:00

一関市産業教養文化体育施設（アイドーム）第2会議室（一関市東台50-46）

2. その他

本説明会は、岩手河川国道事務所と北上川流域各自治体の協力により開催いたします。

発表記者会：岩手県政記者クラブ、花巻市政記者クラブ

奥州市政記者クラブ、一関市政記者クラブ、東北専門記者会

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所

地域防災調整官 中川 博樹（内線206）

調査第一課長 福田 修（内線351）

住所：盛岡市上田四丁目2-2 TEL:019-624-3131（代表）

(事業者等の皆様へ)

改正水防法のポイント

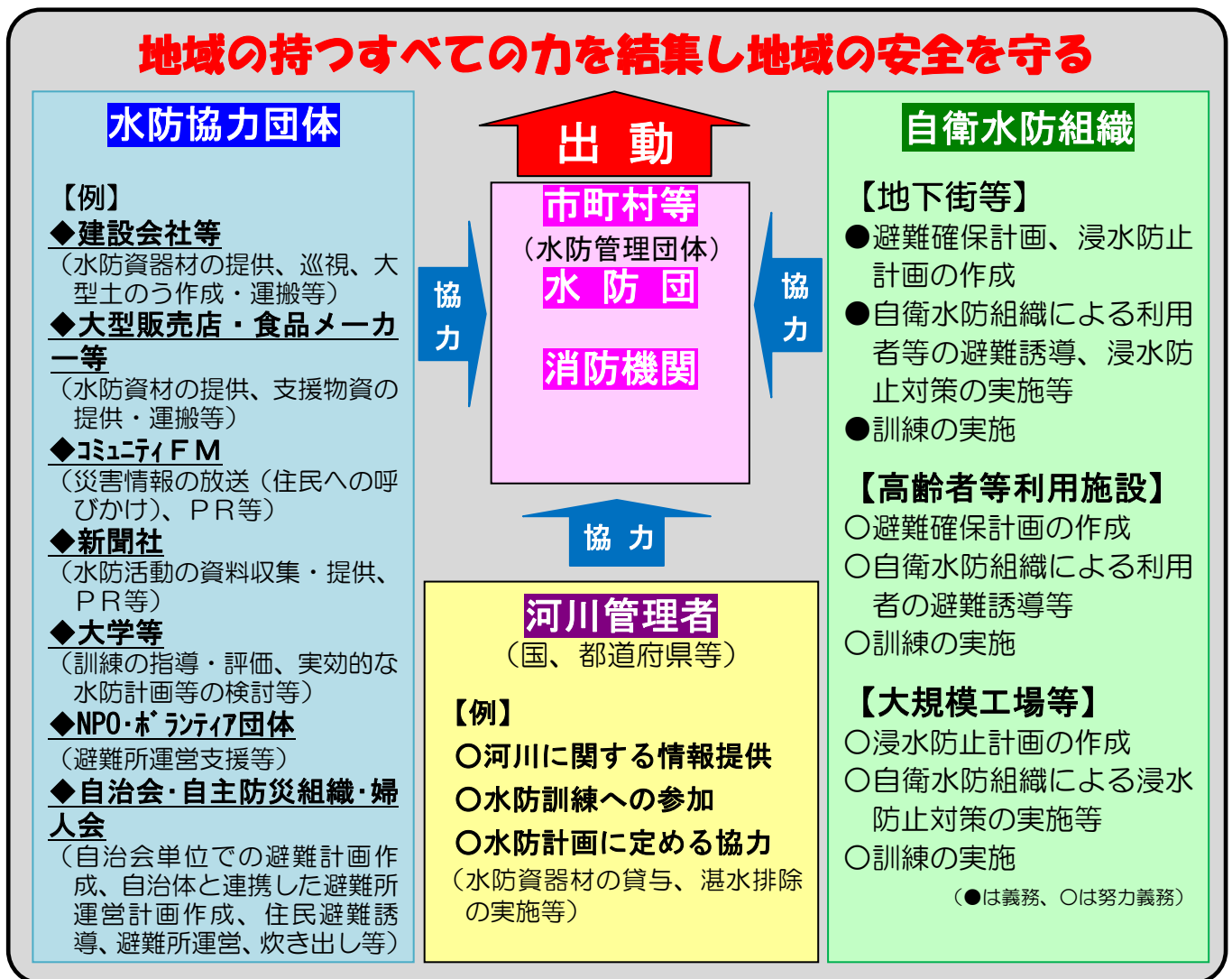
～多様な主体の参画による水防体制の一層の充実～

1. 改正の趣旨

全国各地で豪雨災害が多発する一方、水防団員の減少等による地域の水防力の弱体化が進む中、多様な主体の参画により、地域の水防力の強化を図る。

2. 改正の概要

- ① 水防計画に基づく河川管理者の水防への協力
- ② 浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進
- ③ 水防協力団体の指定対象を拡大し、建設会社等の民間企業や大学、自治会、ボランティア団体等との連携



平成25年6月
国土交通省水管理・国土保全局

～浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進～

○ 市町村地域防災計画に定める浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等（以下「事業所等」）の所有者等に対し、市町村長から洪水予報等が直接伝達されます。

○ 上記事業所等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定されました。

※赤字は今回の法改正で拡充

事業所等	地下街	高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者利用施設	大規模工場等 (申出のあったもの) (※注)
措置の義務付け	義務 (市町村長からの指示に従わない場合、公表の措置あり)	努力義務	努力義務
措置の内容	・避難確保計画の作成 ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施	・避難確保計画の作成 ・訓練の実施	・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施
自衛水防組織	<u>自衛水防組織の設置義務あり</u> 構成員の市町村長への報告	<u>自衛水防組織を設置した場合、構成員の市町村長への報告</u>	<u>自衛水防組織を設置した場合、構成員の市町村長への報告</u>

※注：大規模工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの



【サポート体制】

国の河川関係事務所内の「災害情報普及支援室」において、事業者等の皆様に対し、計画作成、訓練の実施等の技術的助言を行いますので、ご活用ください。

◆ なお、事業所等で実施されるこれらの取組で、都道府県と市町村が共同で作成する「社会資本総合整備計画」に基づく取組については、防災・安全交付金の効果促進事業※の活用により、地方公共団体を通じ支援を受けることができます。

※ 効果促進事業とは・・・社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業と一体となって、その効果を一層高めるために必要な事業